

第 20 号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間報告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に 1 通を提出すること。
- 3 *印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ、ニ又はホ（政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 25 第 1 号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 連結法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第 20 号様式別表 1 の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表 1(1)から別表 1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の 40%相当額）の合計額を記載すること。
- 10 「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉑」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉑」の欄の数値のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉒」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。
- 11 「⑩のうち見込納付額⑨」の欄は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 145 条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。）（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 12 「還付請求税額」の欄は、法第 321 条の 8 第 20 項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第 48 条の 12 の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 13 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 14 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ（1）の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ（1）に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 15 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ（2）の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ（2）に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 16 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ（3）の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ（3）に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

昭 41 省令 11・一部改正・昭 42 省令 29・一部改正・昭 45 省令 13・一部改正・昭 46 省令 8・一部改正・昭 47 省令 15・一部改正・昭 48 省令 15・一部改正・昭 50 省令 6・一部改正・昭 51 省令 9・一部改正・昭 53 省令 7・一部改正・昭 56 省令 9・一部改正・昭 56 省令 31・全改・昭 59 省令 5・一部改正・昭 60 省令 10・一部改正・昭 62 省令 37・一部改正・平 6 省令 16・一部改正・平 8 省令 14・一部改正・平 10 省令 16・一部改正・平 12 省令 52・一部改正・平 13 省令 55・一部改正・平 14 省令 86・一部改正・平 15 省令 54・一部改正・平 15 省令 66・一部改正・平 15 省令 110・一部改正・平 19 省令 64・一部改正・平 26 省令 55・一部改正・平 27 省令 54・一部改正・平 27 省令 85・一部改正・平 28 省令 69・一部改正